「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に係る要請書

全国原子力発電所所在市町村協議会

## 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」 に係る要請書

我々、立地地域は地域住民の理解のもと、国策である原子力政策 に協力し、国民生活の安定と社会経済の発展に貢献すると同時に、 国による支援制度を活用し、地域の発展と住民福祉の向上に取り組 んでまいりました。

原子力発電所等の立地に伴う地域振興策、とりわけ生活環境、産業基盤等の整備は、電力の安定供給に対する貢献を直に感じることのできる重要な施策であり、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく支援措置につきましても、防災力の向上や地域の振興に大きく寄与するものとして最大限活用してまいりました。

平成23年に10年間の期限延長措置がなされましたが、福島第一原子力発電所事故による原子力災害を踏まえて、真に実効性のある原子力防災対策の充実、強化が喫緊の課題となっております。

また、全国の原子力発電所で廃炉が進められる中、立地地域は、 将来にわたって持続的な発展ができるよう、安定的な産業構造の構 築に向けて、企業誘致や新産業の創出など一層の取組が必要となっ ております。

このような状況の中、特別措置法による支援措置はますます重要となっており、また、時勢に即した制度の拡充が不可欠であります。

特別措置法に基づき決定された「振興計画」の事業の多くが未だ 完了しておらず、令和2年度末で失効となれば立地地域に大きな影響を及ぼすことから、特別措置法の期限延長について強くお願いす るとともに、法の目的である立地地域の振興に資するよう、次の事 項について要望いたします。

令和2年7月28日

全国原子力発電所所在市町村協議会会 長 敦賀市長 渕 上 隆 信

- 1 特定事業への国の補助率を引き上げること。
- 2 特別措置法による特定事業の対象を拡大すること。【別添参照】
- 3 不均一課税に伴う特例措置の対象業種を拡大すること。また、 対象業種に係る雇用規模等の要件を緩和すること。【別添参照】
- 4 国の補助の有無に関わらず、振興計画に基づく事業について地 方債の特例措置の対象にすること。
- 5 地方債の特例措置に関し、地方交付税算定に用いる基準財政需 要額に算入される元利償還額の割合を引き上げること。
- 6 振興計画の達成に必要となる財源として、原子力発電施設の大規模償却資産に対する固定資産税について、全額、市町村が課税できるよう、税制上の特例措置を設けること。
- 7 不均一課税に加え、課税免除についても地方交付税算定における特例措置の対象とすること。

## <2 特定事業の拡大の例>

- ・住民避難に使用する施設 体育館などの社会体育施設 公民館などの社会教育施設
- ・避難経路となる農道・林道
- ・災害対応のための情報通信施設
- 福祉施設
- 医療施設
- ・廃棄物処理施設・最終処分場
- 上下水道
- 集落排水事業
- ・農業用ため池
- ・区画整理事業 など

## <3 不均一課税に対する特例措置対象業種の拡大の例>

- ・社会福祉・介護事業
- ソフトウェア・情報サービス業
- ・エネルギー関連企業
- · 植物工場 · 施設園芸農業
- •研究開発施設 自然科学研究所
- 建設業
- 宿泊業
- 飲食業
- 農林水産物等販売業
- ・観光・リゾート施設 など